

Title	社会保険の賃銀に及ぼす影響 (下)
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.12 (1920. 12) ,p.1760(110)- 1765(115)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19201201-0110">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19201201-0110</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 社會保險の賃銀に及ぼす影響 (下)

### 園 乾 治

七

熟練労働者の立場と不熟練労働者の立場には相違がある。熟練労働者の考へるところを以てすれば、傭主に保険料の支拂をなさしむることは、それだけ傭主の負擔を加重するものであるから、小額の賃銀引き下げが行はれることは、已むを得ぬこととして許さなくてはならぬといふ。また熟練労働者は不熟練労働者よりも自身で萬一の時に備へることが多い。彼等にはその行ふところの特殊技能の程度に直接關聯して、より多く雇傭範圍に制限がある。従つてそれだけ就職を選択する餘地が狭いのである。しかし

ながら他の一方に於いて、熟練労働者は不熟練労働者よりも、より鞏固なる労働組合を組織し、ストライキの如き場合には比較的偉大なる權力を有つてゐる。

然らば不熟練労働者の立場は如何であるかといふに、彼等は熟練労働者のやうに鞏固なる組織を有つてゐない。であるから彼等はこの點に於ては不便を感じる。しかしながら彼等は前者に比して傭主を得る範圍が頗る廣汎である。これ等の事情から彼等不熟練労働者が協同動作をなすことは頗る困難なことである。しかし一度不當なる賃銀の引き下げによつて起つ時には堅實なる團結が成立する。蓋し組合に加入せざる労働者の正當賃銀、または生存賃銀 *living wage* の心理的評價はほとんど最低賃率の唯一の基礎にあるからである。不熟練労働者は必ずや將來に於ける養老年金を自して、賃銀の引

き下げを許容するものと看做すことを拒否するであらう。また恐らく物價騰貴の際の如く生活費の増加する時に於いて、賃銀の引き上げを選延する傭主の主張に對して耳を借すものは誰もあるまい。尙ほ不熟練労働に對する需要の範圍廣きことは、かくの如き引き下げを益々困難ならしめるものである。

八

保険制度の實施を見たる曉に労働の需要に不利益なる影響を及ぼすものは、國內の資本を引き上げて外國に投資すること及び企業の失敗の二である。保険制度のために賃銀は引き下げらるゝといふ主要なる議論の論據は、企業を不振ならしむる各種の影響にあるのである。

傷害賠償制度はそれぞれ産業的危険に準じて各種の産業部門を包括する。さうして傷害賠償制度は支拂ふ賃銀の割合に應じて賦課せられ、

危険の程度如何によつて相異するものである。然らばこゝに一つの問題がある。産業の傷害に對する費用を餘分に加重せらるゝに比例して、賃銀の引き下げを起すが如き危険なる産業に於いては、労働の需要が減少するものであるかといふことこれである。一般の社會保險の費用に原因する賃銀平準の一般的低下に關する問題を論ずるに先つて、この特殊の傷害保險負擔の影響に關する問題を論ずる方が便宜である。故に以下暫らくこの問題を研究して見やう。

賃銀が賦課せられる負擔の大小に準じてそれだけ引き下げらるゝことを論ずるためには、賃銀は或る程度まで危険の程度に應じて支拂はるゝものであることを確かめなくてはならぬ。何となれば若し賃銀が危険に相當せずして、要求せらるゝ程度の熟練の労働に對する普通の競争的賃銀率に過ぎない時には、競争的賃銀率以下

に賃銀を引き下げやうとする企圖は困難であらう。また若し何等差別的賃銀が支拂はれないものとするれば、傷害を蒙る危険を負担する結果として起る、労働の報酬に對する差別的影響の發生を見る事が出来ない。危険なる職業に於いて安全なる職業に於けるよりも多くの賃銀が支給せらるゝ場合にのみ、労働を他の雇傭に走らしむることなくして賃銀の引き下げをなし得るのである。賃銀の差別的引下げは唯々労働者賠償制度 workmen's compensation の存在するため、小額の賃銀を甘受する限度に於いて可能であるに過ぎぬ。差別的賃銀は主として運動及び労働の需要如何によるのである。餘分の負擔を或る種の職業に賦課することはそれだけそれ等の職業に於ける賃銀を引き下げるものではない。しかしながらその影響は却つて一般的賃銀率の上に現はれて来る。危険なる産業は自ら勞

働の一般價格に適應せしむるものである。最も危険なる産業の多数は全然地方的なものである。各種の建造建築業、トンネル及び地下開鑿、鐵道工事等は凡て明かに地方化されてゐる。紐育市にて必要とせらるゝ建物は、紐育州法に遵ふにあらざれば建築することが出来ない。建築費の高價なることは到底免れ得ない。建物は斷えず新しい様式を以て建てられ、これ等の建築に要する労働に對する需要は殆んど、或ひは全く減少することがない云つてもよい。

## 九

社會保險の産業上に及ぼす効果に就いては今此處では別に論述しない、けれども幾何の労働に對する有効的需要が減少を來すのであるか。労働に對する需要を代表する資本及び企業に及ぼす効果は産業の性質及び地位によつて不同で

ある。獨占的特權を有するか、地位の頗る有利なるか、或ひは労働能率若しくは一般能率のためなるかの孰れによるにせよ、自由競争より生ずる危険を感ぜざる産業は保險費用によつて激しく脅かされることはない。地方的市場を目的として生産を行ふ産業は競争によつて影響を受けるところがない。これ等の産業に於ける傭主は労働者の要求を承認する傾向を有してゐる。傭主が生産物の價格を支配し得る場合、殊にかゝる生産物の需要が伸縮性を有せざるものである場合には、労働に對する需要或ひは賃銀の減少を見ることはない。

費用の節約によつて新生産費の支辨をなし得る産業に於いては、かくの如き生産費の節約が機械または労働節約の手段になることを除けば労働に對する需要の變動は生じない。この場合に於いては熟練労働に對する需要を減退せし

め、或ひは不熟練労働に對する需要を以てこれに代らしめることになるかも知れぬ。急激なる變動の如何は一に利用せらるゝ機械または技術によつて分たれる。若しも生産費の節約が保險の負擔を相殺する以上であるならば、労働に對する需要に及ぼす効果は、結局産業の性質と其の生産物に對する需要の擴張とに基づくのである。若しも保險のために増加したる生産費の大部分または全部が、労働節約の工夫以外の手段を利用する生産費の節約によつて償ふことが出来るならば、賃銀の引き下げは心配するに及ばない。また新組織のために價值の減少を來さねばならぬ多額の固定資本及び特殊資本を有する産業にありては、通常は従前と同様に多くの労働を使用する方が有利であるであらう。限界生産者 marginal producers または限界産業 mar-

signal industries 若しくは國外から激烈なる競争のために惱まされる産業に就いて見れば、彼等は廢業するか國外に移動せざるを得ぬことにならざるであらう。かゝる場合には労働者中に失業者を生ずるか、或ひは免れ難き窮策として賃銀の引き下げに服しなくてはならぬ。

若しその産業が事業を繼續するためには是非とも生産費の節約を行はねばならず、加ふるに生産費の節約をなすには賃銀の節約に出づるより外に、可能なる手段なき場合に於ては、労働者は他に新たなる就職を採すよりは、寧ろ現實に賃銀の引き下げを甘受するであらう。かくの如き事情に於いては恐らく不熟練労働者の方が、比較的多く特化せられたる熟練労働者よりも上首尾であらう。蓋し彼等は熟練労働者よりも自己の労働を販賣し得る範圍が廣汎に亘つてゐるために、新たに就職を見出すことが容易に

的に投資をなす場合には、労働に對して稱讚すべき効果を表はしてゐる。

労働に對する需要の假想的變動の限度は、備主及び資本家に賦課せられたる責任の負擔と之の輕重にあるべきである。最も極端なる場合——即ち一州が突然に總てを完全に網羅する社會保險を採用したる場合——に於いてもこれがために蒙る負擔は、産業に對する州の利益を決定する他の條件と比較するときは、寔に取るに足らぬ些細な影響を與ふるに過ぎぬものである。既に備主責任法 employer's liability laws によりて備主に相當の傷害費用の支辨をなさしめてゐるところに於いて、また隣邦に於いても同じやうな費用の賦課が行はれてゐるところに於いて、また保險條例 insurance legislation の目的が單に總ての思ひ當る不慮の入用に備ふる、より完全なる準備方法を作るところに於いては、

行れるからである。就職の減退は只單に失職に現はれ、または賃銀率に影響を及ぼし、且つ新興企業に對する誘引の減退するとせざるによりて一時的となり或ひは永續的となるものである。新投資家に對する誘引に重要な變動を來すものは保險料負擔の問題である。若し賃銀の引き下げによつてこの負擔を轉嫁することが許容さるゝならば、投資家が活動する意思には何等の變動を見ないことになる。新しい投資が減少することなき限り、労働に對する需要には何等永久的減退は起るまい。

一〇

賠償を有する労働者に對して所得源泉の轉換の結果として起る労働の新需要は、單一州内に於いては何等の特記すべき影響を齎すものではない。然して強制保險制度の下に於ける資本の集積は、普通の資本家の行はぬ方法を以て地方

同じやうに産業を害し或ひは労働者が賃銀の引き下げに苦しむといふが如きことは、何れも憂慮の餘地が多く存しないものである。若し合衆國全體を普く包括する制度が一時に採用せらるゝならば憂慮すべきところは尙尠ない。資本及び産業の外國に移動することは國際間に於いては、州と州との間に於けるが如く圓滑に實現せらるゝものではない。この場合には關稅制度及び投資の安全と統制は社會保險の負擔の如きものよりも、遙かに決定的要素をなすものである。(完)

銀行の支拂承諾の內容に就て

三宅嘉十郎

一、緒言